

医療機関の長様

広島市医師会会長 長崎 孝太郎

BCG及び日本脳炎の定期予防接種の対象年齢拡大について（お願い）

日頃より、各種健診及び予防接種事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、広島市より周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

さて、標記の予防接種については、平成25年2月1日付けで予防接種法施行令が改正され、平成25年4月1日から施行されます。改正の内容は、下記のとおりですので、ご協力の程お願いいたします。

記

1 BCG定期予防接種の対象者等の変更について

平成25年4月1日から、次のとおり変更となります。

(1) 対象年齢について

対象年齢が「生後6か月に至るまでの間にある者」から「生後1歳に至るまでの間にある者※」に拡大されます。

※ 1歳の誕生日の前日まで接種可能です。

(2) 標準的な接種期間について

「生後5か月に達した時から生後8か月に達するまでの期間」を標準的な接種期間として行ってください。

(3) 生後6か月に至るまでの間に医学的にBCG接種が不適當であると診断された者が1歳に至るまでの間に接種を受ける場合の取り扱いについて

現在、広島市では「広島市法定外BCG接種実施要領」に基づき、生後6か月に至るまでの間に医学的にBCG接種が不適當であると診断された方が1歳に至るまでの間に接種を受ける場合は、「法定外BCG接種」として、保護者から同意書を医療機関に提出していただいた上で接種費用を広島市が公費負担しています。

この度の改正に伴い、広島市法定外BCG接種実施要領を平成25年3月31日付けで廃止し、広島市におけるBCGの接種は、法に基づく定期予防接種のみとします。これに伴い、保護者からの同意書の提出は不要となります。

2 日本脳炎定期予防接種の特例対象者の変更について

現在、平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満まで、日本脳炎定期予防接種の対象となっております。

この度の改正により、平成25年4月1日から、「平成7年4月2日から平成7年5月31日生まれの方」もこの対象に追加されます。

なお、この度追加された対象者の接種方法については、予防接種実施規則に示されておりませんので、当該規則が改正され次第、追ってお知らせいたします。